

新潟市告示第263号

道路区域の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路区域を次のように変更した。

なお、関係図面は告示の日から2週間新潟市土木部土木総務課及び新潟市東区役所建設課において、一般の縦覧に供する。

平成20年4月14日

新潟市長 篠田 昭

道路の種類	路線名	区間	変更前後別	敷地の	
				幅員(m)	延長(m)
市道	東4-60号線	新潟市東区竹尾三丁目245番3地先から 新潟市東区竹尾三丁目246番6地先まで	前	4.2~4.2	41.2
			後	4.2~9.1	41.2